

番号	①
項目	<p><u>物価高・円安、ウクライナ危機が中小事業者の営業と市民生活に影響が及んでいます。</u> <u>大阪市としてどのような対策を検討しているか又は実施していますか。</u> (下線部のみ回答)</p>
<p>(回答)</p> <p>長引くコロナ禍と物価高騰等の影響を受ける事業者の皆様への支援については、現在国等において、様々な施策が実施されています。本市では、次の施策を実施しております。</p> <p>大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談をはじめ、経営に役立つ各種支援事業を実施しております。</p> <p>なお、大阪産業創造館の中小企業プラザには、国が各都道府県に設置する相談窓口も集約しており、当該プラザの「大阪府よろず支援拠点」に『新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者相談窓口』や『ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口』が設置されております。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にある市内の小売店舗等を支援するため、大阪市内の対象店舗で令和4年11月1日から令和5年2月28日まで利用可能なプレミアム付商品券を発行し需要喚起する「大阪市プレミアム付商品券2022事業」を実施いたします。</u></p> <p>今後についても、国や大阪府との連携を図りながら、事業者の皆様への支援を検討してまいります。</p> <p>(令和4年10月1日現在)</p>	
担当	<p>経済戦略局 産業振興部 産業振興課 (地域経済戦略担当) 電話：(06) 6615-3774 経済戦略局 産業振興部 企業支援課 (企業支援担当) 電話：(06) 6264-9836</p>

番号	①
項目	<u>物価高・円安、ウクライナ危機が中小事業者の営業と市民生活に影響が及んでいます。</u> <u>大阪市としてどのような対策を検討しているか又は実施していますか。</u>
<p>(回答)</p> <p>本市では、コロナ禍の影響が長期化していることに加え、原油価格・物価高騰の影響を受ける市民等の生活を支援し、その負担を軽減することを目的として、水道料金及び下水道使用料の減額措置を行っています。</p> <p>減額措置の具体的な内容として、令和4年8月検針分から令和4年10月検針分までの3か月間、本市と契約のある市民・お客さまを対象に、申込手続不要で水道料金の基本料金（1か月あたり935円（税込））及び下水道使用料の基本額（1か月あたり605円（税込））を減額前の額から差し引いた額で請求させていただいております。</p>	
担当	市民局総務部総務担当 電話：06-6208-7311 水道局お客さまサービス課（営業企画担当）電話：06-6616-5473 建設局総務部経理課（下水道使用料担当）電話：06-6615-7545

番号	②
項目	<p>自然エネルギーへの転換が喫緊の課題となる中、省エネ対策工事など<u>中小事業者の仕事おこしに結びつく耐震改修助成を拡充し、幅広く制度が使える事を目的とする住宅リフォーム助成制度</u>にしてください。</p> <p>(下線部のみ回答)</p>
	<p>(回答)</p> <p>住宅リフォーム助成制度については、地域の企業への発注により経済効果が期待されるという観点から、実施している自治体があることは承知していますが、本市では、住宅の耐震化や空家の利活用、子育て世帯等の市内居住の促進という観点から、住宅の改修やリフォームにかかる助成を進めており、このほかにも、高齢者等の生活支援として住宅の改修に係る給付などを実施しているところです。</p> <p>【参考：関係局で実施している住宅の改修やリフォームにかかる助成・給付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅の耐震化を促進することを目的とした、耐震診断費や耐震改修費に対する助成（事業所管：都市整備局） ・空家の利活用の促進を目的とした住宅の性能向上や地域まちづくりに資する空家の改修費等に対する助成（事業所管：都市整備局） ・子育て世帯等の市内居住の促進や、民間賃貸住宅ストックの有効活用を目的とした、民間賃貸住宅の改修工事費に対する助成（事業所管：都市整備局） ・高齢者等の世帯が介護保険制度の住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うに際して、介護保険制度に関連するが支給対象とならない部分の住宅改修が必要な場合に、その費用の一部を給付（事業所管：福祉局） ・日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者・児もしくは重度知的障がい者・児が、日常生活上の障がいの除去又は軽減に直接効果のある住宅改修工事を行う場合に、当該工事費用の一部を給付（事業所管：福祉局）
担当	<p>経済戦略局 産業振興部 産業振興課 電話：06-6615-3774</p> <p>【関係局】</p> <p>都市整備局 企画部 住宅政策課 電話：06-6208-9217</p> <p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p>

番号	④
項目	物価高、エネルギー価格上昇分を補う中小事業者へ直接支援をしてください。
<p>(回答)</p> <p>長引くコロナ禍と物価高騰等の影響を受ける事業者の皆様への支援については、現在国等において、様々な施策が実施されています。本市では、次の施策を実施しております。</p> <p>大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談をはじめ、経営に役立つ各種支援事業を実施しております。</p> <p>なお、大阪産業創造館の中小企業プラザには、国が各都道府県に設置する相談窓口も集約しており、当該プラザの「大阪府よろず支援拠点」に『新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者相談窓口』や『ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口』が設置されております。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にある市内の小売店舗等を支援するため、大阪市内の対象店舗で令和4年11月1日から令和5年2月28日まで利用可能なプレミアム付商品券を発行し需要喚起する「大阪市プレミアム付商品券2022事業」を実施いたします。</u></p> <p>今後についても、国や大阪府との連携を図りながら、事業者の皆様への支援を検討してまいります。</p> <p>(令和4年10月1日現在)</p>	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課 (地域経済戦略担当) 電話：(06) 6615-3774 経済戦略局 産業振興部 企業支援課 (企業支援担当) 電話：(06) 6264-9836

番号	⑥
項目	住吉民主商工会と懇談の場を設定してください。
(回答)	
<p>協議等の場の設定につきましては、文書で回答した項目のうち、協議等を行う必要がある項目について貴団体と調整を行ったうえで、協議等の場を設定いたします。</p>	
担当	住吉区役所 総務課 電話：06-6694-9683